時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千百八十六號
明治廿四年十一月十四日土曜日
舊曆辛卯十月十三日(甲辰)
日 出午前六時十七分 入午後四時三十四分
月 出午後三時三十三分 入午前三時四十四分
滿潮 午前三時二十分 午後三時四十六分
(西曆一千八百九十一年)

大地震に付義捐金募集廣告

安政の江戶大地震は早や三十七年の一昔と爲り當時の有樣は今尚ほ故老の語る所にして一夜忽然寐耳に水の大震動、地震に遭ふて地震たるを悟らず七轉八倒の間に煙焰滿市に漲り親が子を見殺にして泣くあれば妻が夫を求めて叫ふあり走て土藏の鬼瓦に頭を碎かるゝ者あり梁に足を敷かれて燒死ぬる者あり市中近鄕幾萬戶の燒失、幾萬人の死傷、大都變して古戰場と爲る其物語はいよ〱聞ていよ〱恐ろしけれども唯むかしの事として聞流かせしに何ぞ料らん今回は岐阜大垣名古屋を始めとして何十里內一面の地方に正しく江戶の大地震を再演して修羅の慘狀を呈し昨今到來の電報通信に接していよ〱其事情を詳にすればいよ〱酸鼻に堪へず然かも其日は本月二十八日にして舊曆の九月二十六日に當り安政二年の變は十月二日のこととあれば前後七日の相違にして二度の天災とは三十七年久しと雖も目前に見るが如し左れば當府下を始めとして遠近の地方にて苟も慈善の志あらん人々は舊を懷ひ今を憐み多少の金を捐てゝ被害地方の死亡者負傷者貧困者を救ひ給はらんことを切望に堪へず但し其義捐金は當時事新報社に當て現金にても爲替にても到着次第これを取纏めて其筋に使用法を托し又その義捐者の姓名と金高とは時々本紙上に記して請取書に代ふ可し

一義捐の金高は一口十錢以上の事

但し郵便切手代用は謝絕、尙は爲替振出先きの郵便局は東京芝口郵便局に限る

一義捐金請取の期限は來る十一月十五日までの事

明治二十四年十月二十九日

東京市京橋區南鍋町二丁目十三番地

時事新報社

時事新報

大隈樞密顧問官

は一昨十二日願に依て本官を免ぜられたり世間の傳聞に從へば其前日大木伯が大隈伯の邸に到り政黨に關係ある身を以て現職に在るは不都合なるゆゑ辭表を呈して然る可しとの內諭に由り翌日右の始末に及びしことありと云ふ元來今の政府の主義は不偏不黨超然として世の政論の局外に在りと稱するものなれば苟も政府の官吏にして政黨の人と氣脈を通ず可らざるは無論殊に樞密院は至高顧問の府にして或は帝國議會と內閣との間に意見を異にして上奏あらんとする場合には樞密院は天皇陛下の御下問に奉對するの法あれば其顧問官が政黨に緣故ありては最も不偏不黨の趣意に戾りて穩ならざるが如し辭表の沙汰も至極尤もあれども凡そ人間社會の事は極めて錯雜なるものにして特に政治上の關係は微妙の邊に存するの常なれば決して表面の形を以て判斷す可らず超然主義の政府に在る官吏は政黨に關係す可らずと云ふも仔細に其人の裏面に立入りて吟味したらば隨分樣々の懇丹もある可しと雖も唯これを御大法の寛大に看過するのみ故に樞密顧問官が政黨に緣ありては云々との差支も其職分の眞正面より見ればこそ差支あれども先づ今日までの實際に於て議會と政府と意見を殊にしたる末その孰れが是非曲直に付き樞密院の審判を煩はしたることもなく假令ひ今後かゝる場合のあらんにも夫れは其時の事として目下差向きの急にはあらざる可し元來我輩の見る所にては樞密顧問なり宮中顧問あり法の明文に於ては夫れ〱の職掌あれども實は一種の名譽職たるに過ぎず維新以來國家に功勞ある人物が政府の顯職を去るとき之を共去るに任して捨置くは情に於て忍びずとの意味よりして顧問官などの地位を作り其人々に榮譽利祿を授けて閑日月を送らしめ實際の施政上には容喙干涉を許さずして以て情實政府の情實を傷はざるまでの政略なりと思ひしに今度大隈伯の辭職は全く情實を離れて政治主義の正面より事を發したるものゝ如し政府に於ても之を斷行するには必ず前後に注意して大に自から恃む所のものある可し又辭職者に於ても今は現政府との關係を斷絕して意に介す可きものあらざれば青天白日政治を談じて大に運動を試ることあらん其影響する所或は近日開場の國會にも一段の色を添ゆることある可し我輩は刮目して之を觀んと欲する者なり

官報

朕貴族院事務局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十一月十二日　內閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第二百六號

貴族院事務局官制中左ノ通改ム

第一條中屬ノ次ニ左ノ職員ヲ加フ

守衛長　一人

守衛番長　三人

第五條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第六條　守衛長ハ判任トス守衛番長以下ヲ部署シ院中ノ取締ニ任ス

第七條　守衛番長ハ判任トス守衛長ヲ助ケ守衛ヲ指揮シ守衛長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

朕衆議院事務局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十一月十二日　內閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第二百七號

衆議院事務局官制中左ノ通改ム

第一條中屬ノ次ニ左ノ職員ヲ加フ

守衛長　一人

守衛番長　三人

第五條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第六條　守衛長ハ判任トス守衛番長以下ヲ部署シ院中ノ取締ニ任ス

第七條　守衛番長ハ判任トス守衛長ヲ助ケ守衛ヲ指揮シ守衛長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

朕貴族院及衆議院守衛待遇ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十一月十二日　內閣總理大臣伯爵松方正義

勅令第二百八號

貴族院及衆議院ノ守衛ハ判任官ヲ以テ待遇ス

朕砲兵工廠條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十一月十二日　陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第二百九號

砲兵工廠條例中左ノ通改正ス

第一條　砲兵工廠ハ陸軍所要ノ兵器彈藥ヲ製造修理シ及海軍所要ノ火藥ヲ製造スル所トス

第二條中「砲具製造所」ノ次ニ「目黑火藥製造所」ノ七字ヲ加フ

第四條　砲兵工廠ニ左ノ職員ヲ置ク

提理　砲兵大中佐

副提理　砲兵少佐

檢査官　砲兵少佐同大中尉

製造所長　砲兵少佐同大中尉若クハ技師

所員(東京砲兵工廠ニ限ル)　砲兵大中尉若クハ技師

軍醫

技師

技師試補

第五條　第四條ニ掲クル職員ノ外屬技手ヲ置ク但當分ノ內砲兵上等監護及砲兵科下士ヲ混用スルコトヲ得

第九條　製造所長ハ製造所ノ工務ヲ擔任シ所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ニ從事ス

第十條中「砲兵上等監護」ノ六字ヲ削ル

第十二條　軍用製式ノ兵器彈藥ハ陸軍大臣ノ許可ヲ經ルニアラサレハ製造スルコトヲ得ス但海軍造兵廠長ヨリ要求スル火藥並砲兵會議議長ヨリ試驗用ノ爲メ要求スルモノハ此限リニアラス

第十三條　但書削除

附則

本令ハ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス

○大藏省訓令第七十九號

北海道廳　府縣

租稅其他ノ缺損額臺帳ヲ備ヘ盜難等ニ因リ缺損ヲ生シタルトキハ該金額及事由ヲ之ニ記載シ置キ其整理ヲ爲スヘシ

但每年度ノ始メニ於テ前年度末ノ現在額及其一週年度中增減セシ金額事由等ヲ右臺帳ニ據リ取調ヘ適宜製表ノ上四月三十日限リ報告スヘシ

明治二十四年十一月十三日　大藏大臣伯爵松方正義

○農商務省訓令第四十四號

北海道廳　府縣

從來其廳府縣ニ委任セシ當省所管ノ歲入金ハ二十四年大藏省訓令第七十七號ニ據リ同省ノ主管ニ屬シタルモ該歲入金每年度概算書及月額金庫區分表ハ從前ノ通リ當省ヘ差出スヘシ

明治二十四年十一月十三日　農商務大臣陸奧宗光

農商務省訓令第四十四號參照

大藏省訓令第七十七號(明治二十四年十月十九日)

從來各省主管トシテ其廳府縣ニ於テ取扱フ所ノ諸收入ハ本年十二月一日ヨリ都テ大藏省主管トシテ明治二十二年當省訓令第六十六號ニ據リ收納整理スヘシ

但主管變換ニ付テハ十一月三十日迄ニ調定濟ノモノニシテ同日迄ニ收入濟トナラサル(本年當省訓令第二十八號ニ依リ整理スルモノヲ除ク)調定濟額ハ各省主管ヨリ大藏省主管ヘ引繼クヘシ十一月三十日以前收入官吏ニ於テ現金ヲ領收シ未タ金庫ニ拂込ヲ了セサル分ハ尙各省主管トシテ整理スヘシ

○司法省告示第百六號

德島地方裁判所管內脇町區裁判所井川出張所明治二十四年十一月十八日ヨリ同芝生出張所同月十九日ヨリ開廳ス

明治二十四年十一月十三日　司法大臣子爵田中不二麿

○司法省告示第百七號

德島地方裁判所管內脇町區裁判所山城谷出張所明治二十四年十一月二十一日西祖谷山假廳ヨリ山城谷村ヘ移轉ス

明治二十四年十一月十三日　司法大臣子爵田中不二麿

雜報

○皇太后陛下大坂御發輿　皇太后陛下には御豫定の通り去る十一日午前九時頃より大坂造幣局に御臨場あらせられ工場御通覽の後泉布館に入御御晝餐を了り午後一時同館御發輿御順路を梅田停車場に着御暫時御休憩の上午後二時十分同場發別仕立汽車にて神戶に向せられたり奉送人及拜觀人は御着輿の時に同しく御道筋は人山を築き殊に前日に引替へ好天氣なりし爲め一層の盛なりし

○二百二十五萬圓の救恤金　岐
民の救恤及び河川堤防の緊急工
時に支出する事となりたる二百
の明文中に二十三年度歲計剩餘
其金の出處判然たれども尚ほ能
年度の剩餘金は都合三百餘萬圓
用に充つる筈ありしも閣議一變
今廿四年度の追加豫算として第
年度の歲入に繰入れ同年度中に
山道鐵道公債の償還に差向くる
(此の閣議の顛末は去る十一日の
れば今回の救恤金二百二十五萬
債償還資金を振換たるものなり

○震災に關する調査を爲すべし
來の大地震にして人畜の死傷し
は燒失したる者、道路橋梁堤防
て數ふ可らざる程あれども地方
調に着手し今日にては右に掲げ
高も分かり官民共に善後の策に
るゝ所のものは堤防の破損にし
き從來動もすれば汎濫の害を受
のならぬも至極道理なれば此事
特に心配するも素より當然なり
の中には衣食住に差支へる者さ
ば善後の策と云はんよりは寧ろ
ば是等の始末に關し一般の注意
を得たる事あれども之と同時に
あり开は餘の儀にあらず今度の
形の事物を基礎として歷史上又
考に供するが爲めあらゆる調査
りの調査は地方廳の手にて爲す
れども右は只行政上必要なる事
學問上の事迄も立入りて詮索す
所なり左ればとて民間の學者に
非ども政府の如き有力なる者が
して共調査する事項は固より一
みに二三の例を擧ぐれば地震
を爲さしめ工學士をして造家舘
む等學問上の利益と爲るべき
々部門を分ちて精確なる調査を
する事大切なるべし斯くて愈々
生命財產の損害は申迄もあく
の破損に至る迄も事細かに之を
此の如くせば這回の不幸も却て
べく兎に角に精確なる震災歷史
得べし安政の地震は今を去る
時の難に遭ふたる者は今も尚ほ
からざれども人文の進步せざ
碑又は記錄に殘る處のものは
りあらゆる事實の精確を知るに
と爲るべき者も少ければ今度の
の取調を爲すは當代の人の應
若し此機を外づして徒らに時日
を失ひ終には湮滅して知る可ら
たる者が罹災者を救恤し兼て
時に是等の取調を爲すも亦緊
者あり

時